

令和7年3月11日

「未利用口座管理手数料」にかかる案内ハガキの発送について

当金庫では、令和4年9月1日（木）より未利用口座管理手数料の取扱開始をご案内しておりますが、ご案内から2年が経過したため、令和7年4月以降、対象口座につきまして未利用口座管理手数料を申し受けます。

対象となるお客さまには、順次、案内ハガキ〔未利用口座管理手数料引落としのご案内（兼解約通知書）〕をお届けのご住所へ発送いたします。ハガキ記載の期日までに口座のご利用（入出金）がない場合、該当口座より未利用口座管理手数料1,320円（消費税込み）を引落しいたします。

なお、日頃から入出金のご利用がある場合、未利用口座管理手数料をいただくことはございませんので、ご安心ください。

- ・未利用口座管理手数料の詳細につきましては[こちら](#)をご覧ください。
- ・対象口座のご利用がない状態が続いた場合、本年以降も、毎年、未利用口座管理手数料を引落しいたします。
- ・口座残高が本件手数料に満たない場合は、残高全額を本件手数料の一部として引き落とし、当該口座を自動的に解約いたします。
- ・案内ハガキが延着又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- ・今後ご利用予定のない口座につきましては、金融犯罪防止の観点から、ご解約をおすすめいたします。ご解約の際はお取引店へのご来店をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。